

家畜伝染病予防法第36条第1項ただし書きに基づく病原体

等の輸入許可手続き実施要領（平成21年2月21日付け20動検第1067号の別添）の2の（3）のアの（オ）～（コ）について説明した書類

実験室：蓄積リング棟 \*\*B2実験ハッチ、SACLA実験ホール測定準備室4XFEL生物試料準備室

1.管理区域の設定	<input checked="" type="radio"/> 有・無
2 ① 保管庫の位置 i) 実験室の内部への設置（出入口に施錠その他の通行制限の措置が講じられている管理区域内部にある保管室への設置） （保管室名：蓄積リング棟 **B2実験ハッチ）	<input checked="" type="radio"/> 有・無
② 保管庫の鍵等の閉鎖設備又は器具 保管庫は実験ハッチ内に置き、実験ハッチ扉の施錠を行う。	<input checked="" type="radio"/> 有・無
③ 保管方法 禁止品は測定用に処理された状態（フィルムで密封）でチャック付プラスチック袋（ジップロック等）に入れて保管する。保管温度は5℃とする。	
3-イ 実験室内部（壁、床など）の表面が消毒の容易な構造	<input checked="" type="radio"/> 有・無
3-ロ ① 実験室内部に安全キャビネットを備えていること 実験ハッチの中には安全キャビネットは設置されておらず、非密封試料の取り扱いはXFEL生物試料準備室の安全キャビネットを使用する。安全キャビネットのクラス：クラスII)	<input checked="" type="radio"/> 有・無
② 次のいずれかに該当	<input checked="" type="radio"/> 適・否
i) 病原体等の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない	<input checked="" type="radio"/> 適・否
ii) 安全キャビネットに収容できない大きさの動物使用	<input checked="" type="radio"/> 適・否
3-ハ ① 実験室内に足若しくは肘で又は自動で操作することができる設備を設けていること	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
② 同等以上の効果の措置を講じていること 実験室内では手袋を装着し、退室時にはずす	<input checked="" type="radio"/> 有・無
3-ニ 実験室への鍵その他の閉鎖のための設備又は器具 実験室は関係者がいないときはすべて鍵による施錠を行う。	<input checked="" type="radio"/> 有・無
4 動物に対する病原体等の使用の有無 （使用する病原体等の種類： ○○○ ） （病原体等を接種（感染）試験を行う対象動物： ○○○ ）	<input checked="" type="radio"/> 有・無
4-イ 飼育設備は実験室内に設けていること	<del>適 否</del>
4-ロ ① 飼育設備はアイソレーター内に設けていること	<del>適 否</del>

② 実験室内の排気設備	適 否
(i) 排気設備は、空気が実験室の出入口から実験室の内部へ 流れる構造	適 否
(ii) 排気設備は、実験室からの排気が、1以上のヘパフィルターを通じてなされる構造れる構造	適 否
(iii) 排気設備の稼働状況の確認のための装置 (設置装置：例：差圧計)	適 否
5 滅菌等設備の管理場所内への設置      XFEL生物試料準備室	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
6 上記の機能維持に係る年1回以上の定期点検	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無

(記載時の注意事項)

必要に応じ、説明を補足するための資料(図など)を添付する。

## 7 病原体等取扱時の防疫措置

- ・実験室内で着用する専用の衣服、履き物及び防護具について  
専用の履物を使用する。外衣は、専用の白衣(ディスプレイ)を着用する。
- ・実験室内で着用する専用の衣服、履き物及び防護具の着脱場所について  
蓄積リング棟 \*\*B2実験ハッチの出入り口及びSACLA実験ホール測定準備室4 XFEL生物試料準備室前室で行う。
- ・安全キャビネットの使用について  
サンプルを袋から取り出し測定用コンテナに移す作業を安全キャビネットで行う。測定はチャック付プラスチック袋に入れたまま可能である。
- ・実験室及び保管場所の入室制限及び標識(例：規則別記様式第32号)について  
「関係者以外立入禁止」及びバイオハザードの標識を管理区域の入り口又は実験室入口、保管庫に標示している。
- ・保管場所、実験室及び動物実験室間の病原体等の移動方法について  
(保管場所、実験室及び動物実験室の場所が異なっている場合)  
保管場所、実験室、滅菌設備のある部屋間で輸入禁止品を移動させる際、チャック付プラスチック袋で包装されている試料を密閉容器に入れ、移動する。

8 病原体等を取り扱った場所及び病原体に汚染された恐れのある場所(安全キャビネット、作業台等)の消毒方法  
汚染の可能性のある実験台は次亜塩素酸ナトリウムにより消毒する。

## 9 使用後の病原体等、病原体による汚染機器等の滅菌及び廃棄方法

(動物接種実験を行う場合にあっては、動物の排泄物、死体の消毒及び廃棄方法)

検疫品はチャック付プラスチック袋で密閉した状態で測定を行う予定であり、機器や実験室など汚染する可能性は限りなく低い。また、試料は測定後にオートクレーブで滅菌を行う。万が一、操作の過程で器具などの汚染や試料の廃棄が必要になった場合は、すべてオートクレーブで滅菌(121°C15分以上)する。